

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令(一九八)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(一九九)
- 株式会社日本政策投資銀行法施行令(二〇〇)
- (省 令)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一七)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産一)
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令(経済産業四二)
- 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する省令(同四三)
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令(同四四)

(告 示)

- 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令(同四五)
- ポート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令(国土交通四五)
- 政府認証基盤を構成する財務省認証局の認証業務終了等を告示する件(財務二〇〇)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針の一部を変更する件(厚生労働・農林水産四)
- 保安林の指定をする件(農林水産一〇一九)
- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関の指定に係る告示の一部を改正する告示(経済産業一三四)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通七七〇)
- 船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件(同七七二)
- 漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件(防衛一三八)
- 道路に関する件(関東地方整備局二六六、二六七)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 金融庁 法務省 外務省 財務省

(官庁報告)

官庁事項

北海道開発局公示(北海道開発局)

産 業

日本工業規格(経済産業省)

標準仕様書(TS)の公表について(同)

日本工業規格(国土交通省)

公 聴 会

植物防疫法施行規則等の改正に関する公聴会開催に関する公示(農林水産省)

(公 告)

諸事項

官庁

前払式証券発行者の発行保証金に係る(仮配当表・権利の実行に関する意見聴取会)公示、建設業の許可の取消処分、海難審判庁関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算
再生関係

特殊法人等

出品預証書紛失に伴う証書の無効関係

地方公共団体

東京都公債抽せん、教育職員免許状失効関係

会社その他

会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

◇食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（農林水産省）

- 1 試験研究計画の認定の基準を定める第一条の規定を削除することとした。（第一条関係）
- 2 資金の貸付けの利率等を定める第二条の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）
- 3 この政令は、平成二十年七月一日から施行することとした。ただし、2については、平成二十年一月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（厚生労働省）

- 1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。
（第一条関係）
（一）塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
（二）一・三ジクロロプロパン・ニール及びこれを含有する製剤
（三）ニールカプトエタノール及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。
（第二条第一項関係）
（一）亜硝酸イソプロチル及びこれを含有する製剤
（二）亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
（三）ニール（ジメチルアミノ）エチルメタクリレート及びこれを含有する製剤
（四）一・一プロモ一・三クロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）
（一）一・一（六）クロロ一・三（一）ピリジルメチル・ニール
（二）ニールイミダゾリジン・ニールイリデンアミン（別名イミダクロプロリド）一・二以下を含有するマイクロカプセル製剤
（三）一・一（二）アセトキシ一（四）ジエチルアミノペンジリデン・マロノニトリル及びこれを含有する製剤

- （三）ピートルエン・スルホン酸・四（三）一（シ）アノ（二）メチルフェニル・メチリデン・チオフェニル（三）H（一）イリデン・アミノオキシスルホニル・フェニル及びこれを含有する製剤
（四）（E）一（二）（四）ターシャリブチルフェニル・一（二）シアン（一）一（三）・四（一）トリメチルピラゾール・五（一）イル・ピニル・二（二）ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフェン）及びこれを含有する製剤
- 4 この政令は、3の規定を除き、平成二十年七月一日から施行することとした。

◇株式会社日本政策投資銀行法施行令（政令第二〇〇号）（財務省）

- 1 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が受け入れる預金の範囲を定めることとした。（第一条関係）
- 2 会社が資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理等を行う者の範囲、及びその際に適用除外とする代理等の許可に係る規定を定めることとした。（第二条及び第三条関係）
- 3 海外で発行した日本政策投資銀行債や社債を減失等した場合の、再発行手続きを定めることとした。（第四条関係）
- 4 会社及びその子会社等に対する立入検査の権限のうち、主務大臣から内閣総理大臣、金融庁長官から財務局長等へ委任する権限を定めることとした。（第五条及び第六条関係）
- 5 会社が預金の受入れ等を開始した際に内閣総理大臣が有する権限のうち、金融庁長官や財務局長等へ委任されるものを定めることとした。（第七条関係）
- 6 現に日本政策投資銀行が有する資産のうち、会社の成立時に国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（附則第二条関係）
- 7 日本政策投資銀行の解散登記の嘱託等を定めることとした。（附則第三条関係）
- 8 会社が日本政策投資銀行から承継する資産の評価について、評価委員の任命方法を定めることとした。（附則第四条関係）
- 9 会社が承継する資産のうち、財務大臣及び国土交通大臣が主務大臣となる資産の範囲を定めることとした。（附則第五条関係）

- 10 会社が登録金融機関業務を行う場合の、金融商品取引法の読替を定めることとした。（附則第六条関係）
- 11 会社の法人税に係る課税の特例を定めることとした。（附則第七条関係）
- 12 この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

政 令

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年六月二十日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第九十八号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十五号）の施行に伴い、及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成二十年法律第五十九号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令（平成十年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条の見出し中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条中「法」を「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とする。

附 則

この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定は、同年十月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 舛林 正俊
内閣総理大臣 福田 康夫

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年六月二十日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第百九十九号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含む製剤

第一条第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 一・三ジクロロプロパンニール及びこれを含有する製剤

第一条第二十六号の九の次に次の一号を加える。

二十六の十 ニーメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第一号の四の次に次の二号を加える。

一の五 亜硝酸イソプロチル及びこれを含有する製剤

一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第二十八号の十一中「二％」の下に「（マイクロカプセル製剤にあつては、一・二％）」を加え、同項第三十二号中（149）を（152）とし、（111）から（148）までを（114）までとし、（110）を（112）とし、その次に次のように加える。

(113) (E) 一ニール（四ターシャリーブチルフェニル）一ニールシアノロー（一・三・四トリメチルピラゾール五ニール）ピニルニール（二・二ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフエン））及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（109）を（111）とし、（101）から（108）までを（103）から（110）までとし、（100）を（101）とし、その次に次のように加える。

(102) D-トリートルエンスルホン酸ニール（「三ニール」）
「シアノ（二）メチルフェニル」メチリデン「チオフェニル（三）H」イリリデン」
「アミノオキシスルホニル」フェニル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（99）を（100）とし、（1）から（98）までを（2）から（99）までとし、同号に（1）として次のように加える。

(1) 「二アセトキシ（四）ジエチルアミン」ベンジリデン」マロノニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十号の五を第五十号の六とし、第五十号の二から第五十号の四までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 ニール（ジメチルアミン）エチルメタクリレート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十八号の三を第八十八号の四とし、第八十八号の二の次に次の一号を加える。

八十八の三 一プロモ一ニールクロロプロパン及びこれを含有する製剤

附則
（施行期日）
この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十号の三及び第二十六号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

株式会社日本政策投資銀行法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年六月二十日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二百号

株式会社日本政策投資銀行法施行令
内閣は、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（受け入れることができる預金の範囲）
第一条 株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）第三条第一項第一号に規定する政令で定める預金は、次に掲げるものとする。

一 外貨預金
二 金融機関から受け入れる預金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第一項に規定する積立金の運用に係るものを除く。）

2 前項第二号の「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。
一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）
二 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。次条第一号において同じ。）

三 信用金庫及び信用金庫連合会
四 信用協同組合及び中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 労働金庫及び労働金庫連合会
六 株式会社商工組合中央金庫
（代理業の対象となる金融機関の範囲）

第二条 法第三条第一項第十号に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
一 長期信用銀行
二 信用金庫及び信用金庫連合会
三 信用協同組合及び中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
四 労働金庫及び労働金庫連合会
五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第二号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うもの又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とするものに限る。）

六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号の事業を行うものに限る。）
七 漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号の事業を行うものに限る。）
八 水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号の事業を行うものに限る。）

七 農林中央金庫
八 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。）
九 保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び外国保険会社等（同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）

十 特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

第八条第一項 第八号	の額)を減算した金額	の額)を減算した金額(株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二十三条第二項ただし書(法人税に係る課税の特例)の規定により日本政策投資銀行の帳簿価額とみなされた金額)以外の金額(投資銀行の帳簿価額)とし、及び株式会社日本政策投資銀行法施行令(平成二十年政令第百号)附則第七号第一項(法人税に係る課税の特例)の規定により日本政策投資銀行の帳簿価額を算入された退職給付引当金の金額(第九号第一項)において「特定引当金勘定の合計額」というものを除く。
第九条第一項	第一号から第六号までに掲げる金額の	第一号から第六号までに掲げる金額(株式会社日本政策投資銀行法附則第二十三条第一項(法人税に係る課税の特例)に規定する特定現物出資(以下この項において「特定現物出資」という。)の日の属する事業年度後の各事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む)の
	第一号から第六号までに掲げる金額を	第一号から第六号までに掲げる金額(特定現物出資の日の属する事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む)を

省 令

○厚生労働省令第十七号
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年六月二十日

厚生労働大臣 舛添 要一
毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
別表第一劇物の項第十一号の五中「二」の下に「マイクロカプセル製剤にあつては、一、二」を加え、同項第十一号の九中(14)を(14)とし、(106)から(140)までを(107)から(141)までとし、(105)の次に次のように加える。

(106) (E) 一、二 (四) ターシャリーブチル
フエニル) 一、二 シアノ) 一、二、三、
四) トリメチルピラゾール) 一、二、三、

この省令は、公布の日から施行する。
○厚生労働省令第一号
農林水産省令第一号

農林水産大臣 冬柴 鐵三
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十五号)の施行に伴い、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年六月二十日

厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則(平成十年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。
第三条第一項中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第二号とし、第四条を第三号とする。
第五条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第四号とする。

第六条中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第五号とする。
第七条第一項中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第六号とする。
第八条第十号中「第三号第三項」を「第二号第三項」に改め、同条を第七号とする。
第九条中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第八号とする。
第十条中「別記様式第八号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第九号とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。
第十四条中「別記様式第九号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十三号とする。
第十五条第一項中「法第六条第一項若しくは法第七条第一項」を削り、同条を第十四号とする。
別記様式第二号を削る。
別記様式第三号中「(第○条)」を「(第○条)」に改め、同様式を別記様式第二号とする。
別記様式第四号中「(第○条)」を「(第○条)」に改め、同様式を別記様式第三号とする。
別記様式第五号中「(第○条)」を「(第○条)」に改め、同様式を別記様式第四号とする。
別記様式第六号中「(第○条)」を「(第○条)」に改め、同様式を別記様式第五号とする。
別記様式第七号中「(第○条)」を「(第○条)」に改め、同様式を別記様式第六号とする。
別記様式第八号中「(第○条)」を「(第○条)」に改め、同様式を別記様式第七号とする。
別記様式第九号中「(第○条)」を「(第○条)」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。
○経済産業省令第四十二号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第二十一条の二第一項及び第二十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年六月二十日

経済産業大臣 甘利 明

核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令
核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十二年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。
第七条の四の二の次に次の一条を加える。
(初期消火活動のための体制の整備)
第七条の四の三 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
一 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。
二 初期消火活動を行うために必要な要員を配置すること。
三 初期消火活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。
四 前各号に掲げるもののほか、初期消火活動を行うために必要な体制を整備すること。
五 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
第八条第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 初期消火活動のための体制の整備に関すること。
様式第三の三の裏面中「(第○条)」を「(第○条)」に改め、同様式を「(第○条)」に改める。

附 則
(施行期日)
この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。
(経過措置)
この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年七月三十一日までに、この省令の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則第八條第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。